

法テラスをとりまく最近の動向

■ 総合法律支援法改正

平成28年5月27日、総合法律支援法の一部を改正する法律が成立し、同年6月3日公布された。

なお、今回の改正法案は、平成26年に法務大臣の私的な懇談会として法務省に設けられた「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」での取りまとめを受け、平成27年に国会に提出されていたものである。

以下に、改正部分の要点を記す。

1 認知機能が十分でない方に対する援助の拡充

民事法律扶助業務等を実施していく中で、高齢者・障害者等については、自ら法的問題を抱えていることを認識することが困難であるなどの理由で自ら積極的に援助を求めることが困難な例が少なからず潜在していることが明らかになってきた。

そこで、今回の改正では、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある方を「特定援助対象者」とし、次のとおり、援助内容を拡充した。

① 資力を問わない法律相談援助の創設

近隣に居住する親族がないこと等の理由により弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない特定援助対象者に対して、資力を問わない法律相談を実施できることになった（資力の乏しい方には無料で、資力のある方には有料で行う。）。

② 代理援助・書類作成援助の対象行為の拡大

資力の乏しい特定援助対象者については、民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判手続きに先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）に加えて、その方が自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続の準備及び追行も代理援助・書類作成援助の対象行為となった。

2 大規模災害の被災者に対する法律相談援助の創設

東日本大震災の被災者に対する法的支援を通して、将来大規模災害が発生した際の被災者に対して迅速に法的支援を行うための方策の必要性が認識されるようになってきた。

そこで、今回の改正では、大規模災害の被災者に対する法的支援として、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定する災害について、当該災害が発生した日に政令で定める地区に住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等に対して、当該災害の発生日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める期間に限り、資力を問わない無料法律相談を実施できることになった。

なお、大規模災害の被災者に対する法律相談援助に関する部分は、平成28年熊本地震の発生を受けて、速やかな施行が求められ、同年7月1日から施行され、同日付けで平成28年熊本地震は政令で上記の非常災害に指定された。

3 DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助の創設

昨今、いわゆるDV・ストーカー等の犯罪について、殺人事件にまで発展するなどの大変痛ましい事件が発生して大きな社会問題となっていることを踏まえ、DVやストーカー等の被害者が更に深刻な被害に遭うことを未然に防止するために有効なDV・ストーカー等の被害者に対する法的支援の必要性が高まってきた。

そこで、今回の改正では、ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」及びDV防止法上の「配偶者からの暴力」の3つを「特定侵害行為」とし、これらを現に受けている疑いがあると認められる方に対して、資力を問わずに、被害の防止に関して必要な法律相談を実施できることになった（資力が乏しい方には無料で、資力のある方には有料で行う。）。

4 常勤弁護士の資質の向上等に関する法テラスの責務の明確化

法テラスの職員である常勤弁護士について、その職務の円滑な遂行に必要な措置を講ずること及びその資質の向上に努めることが法テラスの責務として明記された。

前記のように、大規模災害の被災者に対する法律相談援助は平成28年7月1日から施行されたが、その他の施策は公布から2年以内（平成30年6月3日まで）に施行されることになっている。

■刑事訴訟法改正

平成28年5月24日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件に拡大することとなった。

なお、この対象事件の拡大は、同法律の公布（同年6月3日）から2年以内に施行されることになっており、詳細については、国選弁護等関連業務のページ（80ページ以降）で示している。